

(千葉県)資料1 - 1	H20.8.7
地域生活支援給付に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

千葉県地域生活支援給付の支払事務の千葉県国民健康保険 団体連合会への委託について

1 経 緯

平成19年10月より障害福祉サービスに係る介護給付費等を、障害者自立支援給付支払等システム（以下「国保連システム」という。）を介し千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に支払委託開始（法定委託）

しかしながら、同時に開始が予定されていた障害児施設給付、高額障害福祉サービス費、地域生活支援事業等の支払事務委託については平成20年2月実施に延期

理由

- 障害福祉サービスの支払事務委託対応に注力

その後、平成20年10月に延期

理由

- 国の緊急措置に係る対応に注力

↓

ただし、この間市町村事業である地域生活支援事業の各市町村の仕組みに柔軟に対応できるインターフェースを検討

平成20年10月に委託開始（インターフェースに変更無し）

2 委託に係る概要

- (1) 対象事業者
登録地域生活支援給付サービス事業者（みなし登録地域生活支援給付サービス事業者を除く）
- (2) 対象サービス種類等
全サービス種類
ただし、国保連システムの仕様上、以下の報酬については電子請求に依らず、現行どおり紙での請求とします。
 - 統合上限額管理加算
 - 訪問入浴（中止）
- (3) 請求の方法について
障害福祉サービスと同様に、国保連から配付される簡易入力ソフトにより所定の形式のファイルをインターネット上で登録することで行います。
- (4) データ伝送等の期日について
障害福祉サービスと同様のスケジュールとなる予定です。
 - 請求受付期間 毎月1日～10日
 - 支払日 翌月15日（審査において「支払」となったもののみ）

- (5) 地域生活支援事業に係るID、仮パスワードの配付について
別途国保連から送付されますので、同封の書面をよく確認いただいて
情報を登録してください。
- (6) 伝送通信ソフト、簡易入力ソフトについて
本市の地域生活支援給付の請求情報を作成するため、単位数マスタの
取り込みなどを行う必要があります。詳細につきましては、国保連から
追ってご案内があります。

3 今まで請求に用いていた書面について

- (1) 請求書類について
(請求書、明細書、実績記録票及び利用者負担額管理結果票)
今まで提出いただいていた請求書面については、以下の事由により
引き続き本市にご提出いただきます。

理由

国保連において、本市の地域生活支援給付に対応する事務点検が
十分に行われないため、別途書面にて現在実施している書面による
審査を行う必要があるため。

- 実績記録票情報なし
- 利用者負担上限月額管理結果票情報なし
- 明細書に負担上限月額情報なし

ただし、提出期日につきましては、同じ時期に請求事務が重なることを
避けるため、サービス提供の翌月17日(当日が閉庁日の場合は翌開庁
日)とします。また、請求書につきましては押印不要とします。

書面受領後、随時審査を行い、請求に誤りが生じた明細について、障害
福祉サービスと同様に過誤申立てを行っていただき相殺処理とします。

- (2) 統合上限額管理に係る事業所間の書類について
(利用者負担額一覧表及び利用者負担額管理結果票)
現在と同様の運用とします。

4 委託を実施することによる利点について

- (1) 請求書送付までの時間短縮

現在

書類の郵送又は持込に係る時間的なロスが発生



委託後

インターネットにより即時に請求受け付けが完了

- (2) 給付費の支払いまでの期間の短縮

現在

10日まで提出 → 翌月末支払



委託後

10日までデータ伝送 → 翌月15日支払

2週間程度短縮

(3) 誤った請求内容の修正の効率化

現在

利用者の方1名について請求誤りがあった場合でも、事業所単位での請求書の差し替えを要する場合は、全ての利用者について給付費が支払われない。



委託後

一旦は国保連での点検結果により正常と審査した明細について給付費をお支払いし、後日誤りがあった方についてのみ過誤申立てにより相殺処理



給付費全体の支払が滞ることがありません。

5 その他の対応について

(1) 紙請求について

本来であれば、全ての登録地域生活支援給付サービス事業者の方について電子請求による給付費の請求をお願いするところですが、導入時の著しい負担等を考慮し、以下の事業者の方につきましては、電子請求に係る環境整備が困難な場合に限り紙請求を認めることとします。

- ア 障害福祉サービスを併せて実施していない事業者の方
- イ 障害福祉サービスにおいて紙請求を認められている事業者の方

なお、みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の方につきましては、統合上限額管理加算は引き続き紙請求によることとなりますので、必然的に電子請求を行わないこととなります。

(2) 電子証明書の取得について

事業者番号ごとに電子証明書が必要となる関係上、本来であれば別途電子証明書の取得が必要となるところですが、代理人請求の仕組みを活用し、一つの電子証明書で障害福祉サービス及び地域生活支援給付双方の請求を行うことができます。

詳細は、別途国保連から案内が送付されます。

(3) 単位数の改正について

国保連システムのインターフェースに対応するため、1単位あたりの単価を10円に統一する必要がありますので、現行単位数を別紙のとおり改正します。(平成20年9月サービス提供分から適用予定)



現行の報酬水準を保つことができるよう、原則として甲地(1単位あたり10,36円(訪問入浴サービスは10,00円))で算定した金額を確保できるように単位数を設定

なお、サービスコード表につきましては、作成次第、千葉市障害者自立支援課ホームページ上に掲載いたします。(単位数のみを変更し、コード番号は一切変更しない予定です。)